

徳島市タクシー応援金交付要綱

徳島市タクシー応援金（以下「応援金」という。）の交付については、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第1条 この要綱は、長期化する新型コロナウイルス感染症の影響や、燃料価格高騰の影響を受け、厳しい経営環境にあるタクシー事業者に対し、応援金を交付することで、社会基盤としての公共交通等の維持確保、地域経済及び住民生活の維持確保を図ることを目的とする。

（交付対象事業者）

第2条 応援金の交付対象事業者は、次の各号をすべて満たすタクシー事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定を除く。）を営営するものをいう。）とする。

- (1) 徳島市内に、本社又は営業所（個人事業主にあつては住所）を有し、事業を営んでいること。
- (2) 令和4年11月18日時点において、事業を廃止し、又は休止しておらず、引き続き事業継続の意思を有していること。
- (3) 市税の滞納がない（新型コロナウイルス感染拡大に伴い徴収が猶予されており、分割納付の誓約が済んでいる場合を含む。）こと。
- (4) 徳島市暴力団排除条例（令和元年条例第25号）第2条第1号から第3号までに掲げる者でないこと。

（交付対象車両）

第3条 応援金の交付対象車両は、次の各号をすべて満たすものとする。

- (1) 令和4年11月18日時点及び申請日時点において、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車として徳島運輸支局に登録されていること。
- (2) 令和4年11月18日時点及び申請日時点において、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が徳島市内の本社又は営業所の所在地（個人事業主にあつては住所）と一致すること。
- (3) 令和4年11月18日時点及び申請日時点において、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」が交付対象事業者と一致すること。
- (4) 申請日時点において、自動車検査証の有効期限満了日が申請日以降となっていること。ただし、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に基づき休車中の車両については、有効期限満了日が申請日より前であってもよいこととする。

（応援金の額）

第4条 応援金の額は、交付対象車両数に30,000円を乗じて得た額とする。

（交付申請）

第5条 応援金の交付を受けようとする交付対象事業者は、交付申請書兼請求書（様式第1号）に別表1に定める添付書類を添えて、徳島市長（以下「市長」という。）に対して交付申請を行う。

2 申請書類の提出方法等は別に定めるものとする。

- 3 申請受付期間は、令和5年1月4日から令和5年2月10日まで（必着）とする。
- 4 本申請に不備があり、又は必要な書類が提出されなかった場合で、申請者に対し必要な補正を求めたにもかかわらず、令和5年2月17日までに必要な補正が行われなかった場合は、交付申請の取下げがあったものとみなす。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による応援金の交付申請があり、適正に申請がされていると認めるときは、交付決定通知書（様式第4号）により、応援金の交付決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定をした後、速やかに交付対象事業者に対し、応援金を交付する。

（交付申請の取下げ）

第7条 交付対象事業者が交付申請の取下げを行う場合は、令和5年2月17日までに交付申請取下届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消）

第8条 市長は、交付対象事業者が次の各号のいずれかに該当する行為をしたときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、すでに交付した応援金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 不正な手段により応援金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前条の規定による交付申請取下届を受理したとき。

（応援金の返還）

第9条 交付対象事業者は、前条の規定により市長が応援金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付された応援金の全部又は一部の返還を求められたときは、すみやかにこれに応じなければならない。

（定めのない事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、応援金の交付に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月8日から施行する。

別表1 添付書類（第5条関係）

| | |
|-----------|--|
| 法人タクシー事業者 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 交付対象車両一覧（様式第2号） (2) 交付対象車両の車検証の写し（※） (3) 自動車検査証記録事項の写し（電子車検証の場合のみ提出） (4) 一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可証の写し（紛失している場合は、事業証明願いの写し）（徳島県タクシー協会に所属する事業者は省略可） (5) 誓約書（様式第3号） (6) 応援金振込先口座の通帳の写し（表紙裏など、口座情報が分かるもの） (7) その他市長が必要と認める書類 |
| 個人タクシー事業者 | <ul style="list-style-type: none"> (1) 交付対象車両一覧（様式第2号） (2) 交付対象車両の車検証の写し（※） (3) 自動車検査証記録事項の写し（電子車検証の場合のみ提出） (4) 一般乗用旅客自動車運送事業に係る許可証の写し（紛失している場合は、事業証明願いの写し）（徳島県個人タクシー協同組合に所属する事業者は省略可） (5) 誓約書（様式第3号） (6) 応援金振込先口座の通帳の写し（表紙裏など、口座情報が分かるもの） (7) 運転免許証の写し（裏面に記載がある場合は、両面） (8) その他市長が必要と認める書類 |

※「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置」に基づき休車中の車両については、最新の車検証を添付すること。